

自由主義をめぐる一考察

升 信夫

自由主義なり社会主義なり、政治学の基本概念は、日常自明なものとして用いているが、改まってそもその意味を問われると、これに的確な答えを出すことは容易ではない。その言葉が、歴史の中で人々が語ってきた概念か、我々観察者が分析道具として用いる概念か、どちらかはっきりしているならばまだしも、そのいずれでもあり得るなどという場合はなおさらである。つまり、例えば、19世紀の社会主義をテーマとする時、これは人々に実際に語られたが、まだ実現していない存在であるから、その語られたもののみを素材とし、その中からその概念史を探求することができる。また、紀律化、合理化などという場合、これは、重要と思われる過去の事実の幾つかを総称するのに適切と思われる言葉を観察者が自由に選んでいるのであるから、観察者はその定義を自由にすることができ、自由主義(liberalism)という言葉は、政治の日常用語として人々に語られた言葉であると同時に、実現したものとして、今振り返って歴史を語る言葉にもなっており、状況は錯綜する。また、歴史を語る言葉は、本来、観察者が恣意的に用い得る分析用語なのだろうが、歴史家が決まって用いる言葉は、歴史の中から顕現してくるような、歴史に実在している事柄にいずれ思えるようになり、観察者は逆にその言葉に拘束されるようになる。

こうしたこともあつてか、思想史で用いる自由主義と、歴史叙述で用いる自由主義は必ずしも一致しない。或いは、同じ思想史でも研究対象地域が異なると、自由主義に込められる意味も異なるように思われる。例えば、イギリス思想史において自由主義といえ、その根底には、人間の感情の動きと行動を冷徹に観察しつつ、理性批判を徹底し、快苦の感情に倫理規範を基礎付ける姿勢を共通に持つものと予測される。超越的な世界との交信能力を断たれ、流動的な感情に左右されて行動せざるを得ない人間に残された生き甲斐は、平和裡に、多くの場合私的領域で、自己の快を増大することではしかない。そして自由主義は、人間の経済行動を科学的に分析し、そこから権力の抑制などの実践の方策を導こうとする思想であると理解される。しかし、イギリス以外の地域の思想史や、歴史分析では、憲法の制定を要求する立憲主義的思潮や、市民の政治的権利の主張に対して用いられるなど、古い制度の時代遅れの拘束から個人を解放することを目指す思想や運動を広く自由主義と呼んでいくように思われる。個人の自由の領域を確保しようとすることを自由主義と認定する必要条件とするとしても、その線引きや、線引きの根拠付けは多様であり、それだけでは無定型になる。

やや重複するが敷衍しよう。古来、自由を求める思想や運動は広く存在し、現在に至っている。ただし、近代以前のそうした動きを自由主義とは一般にはいわない。「主義」という評価を与えるには、基礎となる哲学なり、政治体制についてのモデルなりを備えることが一般に必要な条件となる。自由主義について、そうした条件が満たされたのは、ホップズ以降のイギリスの政治思想であった。そしてイギリスでは、先に述べたような特徴を備える思想が二世紀以上上わたる大流となり、その間に展開してきた一群の政治制度、経済制度に対して自由主義、或いは古典的自由主義という名称をあてるようになる。だが、その二世紀の間には、イギリスの経験論とは異なる哲学的基礎を持ちながら、類似した実践的目標を掲げる思想、運動も現れ、その目標の類似性の故に、今日ではそれらにも自由主義という名称

が与えられ、そのために、自由主義とは何かが不明瞭となつてゐる。あくまで、イギリス型自由主義を元祖、本家として標準モデルとする考え方ももちろんあり得るが、それでは先進的地域での典型を他に押しつけるにとどまり、様々に豊かな表情を示す歴史や思想の流れを汲み取ることができない。さらに、イギリスの自由主義的理性は、極端な功利主義に行き着くと、功利計算の前に、個人の自由や権利の基盤を崩しかねない危険を孕んでいた。³⁾それを勘案すると、イギリスの自由主義的理性を自由主義のコアとする必然性は乏しい。そこで、様々な自由主義的思潮を説明するための、何らかの参照基準を見出すことが望まれる。

では一般に自由主義はどのように紹介されているのだろうか。大抵は、自由主義というと、その実践的目標に着目し、経済的には資本主義、政治的には議会制民主主義を意味するとされたり、人権の諸理論、立憲主義、古典経済学を構成要素とするとされたり、私有財産、自由市場、権力の制限、立憲主義、法の支配があげられたりする。⁴⁾ではこれらに何らかの関連性を認めることはできるのだろうか。ここには、一方で個人の物質的利益の増進を是とし、他方でそれを実現するための自由な空間を確保するために、権力を抑制したり、その抑制を確かなものとするために権力に参画するという市民の姿が置かれている。これらは、自由な経済活動、諸自由権の保証と権力の抑制、参政権という三つに整理されるが、諸自由権と権力の抑制という中には、所有権、営業の自由などの経済的自由権に代表されるように、自由な経済活動と重なり合うものもある。とすれば、これらの構成要素は、自己利益を追求する近代市民の経済活動に関わるものと、その市民と権力との関係規定とに大別することもできる。⁵⁾それぞれ、暫定的に、経済的自由主義、政治的自由主義と置き、その関わりの確認を手がかりとしてみよう。

先ず、自由主義という言葉がなかった時代に遡り、その頃に自由主義の原モデルを提供したロックを考えてみる。ロックの描く自然状態は、未開社会ではなく、貨幣経済が支配する文明が進展した社会であり、ここでは自然法の支

配により、自律的秩序が形成されている。これは18世紀のスコットランド啓蒙が想定した商業社会(Commercial society)の自律性について、その原型を提示したものであった。自然状態で存在した財産取得の自然法的制約は、貨幣の導入により完全に撤廃されることになり、このことは市民社会批判の立場からは、社会的不平等の肯定であると否定的に説明される。だが、ロック自身は、未開発で制限された世界が、貨幣の導入により新たに開発されて行くのだというように、ある種の輝かしさをもってこれを描いた。こうしてロックは、前国家的状態で、各自が自己利益をはかり、自由に活動することを通じて、豊かさが実現されると論じ、18世紀の政治経済学が描く社会像の礎を据えたのである。

ロックによれば、Propertyの安全維持のために人々は社会契約を結んで政治社会を確立する。ロックは、Propertyに生命、身体を含ませることで人身の自由を導き、物質的財の意味では、所有権を説いているが、そこには生産活動を営む市民の姿が想定され、統治機関の設立は経済的な物質的利益から導かれる。また『寛容書簡』でロックは、国家とは各自の社会的利益を確保し、促進するためだけに造った社会であると論じている。そして立法権は、人類の保存を根本とする自然法により制約を受け、公共の福祉と本人の同意という条件を満たさない限り、構成員の財産を侵すことはできない。このように、国家目的が限定されるならば、それ以外は個人が自由に判断、選択すべきものとなり、個人の自由の領域は相対的に拡大し、「他人を害しないならば何でもすることを認める政治体制」の礎が築かれたように思われる。⁶⁾

ここでは、例えばシヴィックヒューマニズムの流れの中で展開されたような、政治に参加することを通じて公共精神を涵養するといった視座は見られない。政治的権利は、Propertyを保全するための手段的価値を持つにとどまり、そうした点で、ロックの提示する自由主義の原モデルにおいて、政治的権利は私的領域での自由の享受を防御するためのものであるように思える。しかし、もし防衛的なものととどまるならば、自然状態と社会状態を質的に区別し、

社会状態に *body politic* として特別の規定を与える意義は乏しいのではないだろうか。例えば、ヒュームの立論では、所有を安定させるために正義の觀念が成立し、道徳觀念はそこから派生すると論じられ、明確な契約という意思表示ではなく、試行錯誤を繰り返す中で、政府は黙約により成立するとされ、前国家的状態から統治機構の成立を導く際、社会契約の存在は否認されている。つまり、政府の存在しない状態から、政府の成立までは連続的に理解され、その前後の社会について質的な区別は設けられていない。もちろん、ロックとヒュームの間に、急速に変化した半世紀の時代差があることを無視するわけにはいかないとしても、社会契約学説の有無は、その政治的自由主義の性質に重要な意味を与える。

社会契約は、伝統的な身分による統治の正当化に代えて、新たに統治の正当化をはかろうとしたものであるが、それに加えて、何らかの目的を実現するために、社会の集合的力を意識的に形成するという意味も含んでいる。集合的力を形成するために集まった集団の中では、以前とは異質な原理が支配するようになり、人々はその集団の立法権により定立された実定法に従うことになる。このように理解するからこそ、ロックは絶対君主制は、そこに権力が定立されていたとしても、政治社会ではなく、自然状態としてしか認識できないと論じたのである。そして、ロックは同意に基づく政治社会への移行を自然的自由から社会的自由への移行と表現した。つまり、社会契約は、集合的力を背景とする政治権力に対するある種の積極性と、集団的自己統治という側面を必然的に含む。こうした意味での政治的自由主義は、投票する権利を得ることに代表される、単なる防衛的なものにはとどまらない意義を持つ。また、社会契約とは、自然状態では意識化されていない、人々に共通に関わる空間を意識的に形成させる営為でもある。人々に共通に関わるものと人間の主体的な関わりこそ、ポリティカルなものと捉えることができる。そこで、ロックの提示するモデルにおいて、社会契約から生じる政治的空間の醸成とそこでの自己統治を、防衛的なものと区別して、ポリ

テイカルなもの置くこととする。

もちろん、ここでポリテイカルなもの置いたものは、ドイツ思想史の観点から見るとは、*societas civilis sine imperio* と区別されるべき、*societas civilis cum imperio* として理解すべきものと考えられないではない。そして、国家と社会の区別、公法と私法の区別はヨーロッパ近代の自由主義が生み出した成果とも考えられている。そうであれば、ロックのモデルは、この両者を明確に区別できておらず、未成熟で、概念的に曖昧であったものと評価されよう。しかしその区別が峻厳に押し進められた段階で自由主義をモデル化すれば、自由主義とは、例えばトム・ペインのいうように、国家は人間の邪悪さから生まれたものと捉える思想だとして単純化され、自由主義における政治的なものの否定というテーゼを甘受せざるをえなくなる。

そこで、前述のように、ロックの提示する自由主義の原モデルでの政治的自由主義は、防衛的な側面と、ポリテイカルな側面という二つをヤヌス的に備えていたと措定し、それに積極的な意義を与えることとする。そして両者には異なった権力観を対応させたい。確かに、自由主義は、非対称的な権力観を典型的に備えていたと考えられており、実際、立法権に力を集中し、それに自然法的制約をかけるという構図では、権力は実体化され、非対称的に捉えられている。だが、以前に存在しない力を、人々が集合することで目的的に作り出すという営為は、非対称的権力観ではその意味を十分に捉えられない。例えば寛容は、防衛的な自由主義の観点からは、権力、或いはその担い手と異なる信仰を抱くことの自由を意味するが、ポリテイカルな観点からは、政治社会の中で、様々な信仰が存在できるように集合的力を用いることを意味する。政治社会の中で、強力に他者の観念、行為に影響を及ぼしうる主体が、政治権力のみである場合、この両者は一致するが、政治権力以外にそうした主体があるとき、両者は異なる意味を持つようになる。

こうしたロック的モデルでのポリテイカルな側面は、自由主義的なものと理解するのではなく、民主主義的なものと置かれる場合が少なくない。或いは、共和主義的と理解される場合もあるだろうし、ともかく少なくとも、自由主義とは異質なものと一般に捉えられている。例えばポツビオは、自由について、強制からの自由を意味する自由主義的な観念と、自己統治の意味の民主主義的な観念とがあると指摘し、集合的な力の形成とそこから生じる社会的自由を、民主主義的なものと規定している。⁹⁾ 或いは、ヘーゲルの国家論は、ロック的モデルのポリテイカルな部分を、他の防衛的部分、或いは経済的部分と切り離し、これら経済的部分を市民社会として把握する一方で、ポリテイカルな部分は国家として独立させ、強調したものと捉えることもできる。またシュミットの憲法論は、ポリテイカルな部分を典型的な形で、民主主義と措定する。シュミットによれば、人身の自由、私有財産、契約の自由、営業の自由などは、近代の市民的法治国の理念と捉えられるべきものであり、これらは近代憲法の一部にすぎず、これらと異なる政治的なものこそが国家と不可分なものであった。¹⁰⁾ つまりシュミットは、経済的自由主義と防衛的な政治的自由主義を、ヘーゲルと同様に一括りにして市民的法治国の理念とし、消極的な評価を与えたのである。

確かに、ここで政治的自由主義のポリテイカルな側面と置いたものが、共和主義、民主主義と、ある共通性を持つことは否定できない。或いは、共和主義的伝統がその下地となっている。¹¹⁾ だが、共和主義によれば、人間は政治に関わることによって一人前の人間となり、私的領域はあくまで「奪われた」ものであり、そこでの欲求の充足は十分な満足をもたらすものではないと理解するが、自由主義は、いずれか一方を偏好するものではない。また、共和主義は、人間は、政治に携わる経験を通じてはじめて、徳としての公共精神を涵養することができるのであり、そうした状況こそが、あるべき人間の条件であるとするが、ポリテイカルな自由主義では、徳の涵養を集合的な力の形成に際しての積極的な目的とはしない。ポリテイカルな自由主義では、集合的な力を形成するかどうかは、あくまで選択的な

である。さらに、ルソーに代表される民主主義的思考は、人々が、一つの意志にまとまることが不可欠であると考え、というのも、意志の差異を残せば、多数者と少数者の間に非対称的な権力関係が生じるが、そうした支配、被支配の関係を超克することがルソーの民主主義の目標だからである。それに対して、ポリテイカルな自由主義は、防衛的自由主義と表裏一体であることもあり、むしろ差異は個人の権利として保障する。また、これを自由主義的諸制度と切り離して民主主義と規定すると、極端な場合、例えば、ヴァイマル共和国での自由主義批判に典型的に見られたように、市民的な権利は消極的、或いは否定的に捉えられてしまう場合もあり得る。

これまで論じてきたように、政治的自由主義をヤヌスのように理解できるならば、経済的自由主義についても、個人の自由な活動に注目する面と、集合的な力に依る面があるように思われてくる。擬制的に政治共同体が形成されるとき、意識的かどうかはさておき、その擬制が他の領域に及ぶことは想像に難くないからであり、また現実の共同体が国民国家として活性的に活動している場合、政治的セクター以外に、物質的代謝に関わるセクターが必ず存在するからである。

17・18世紀の経済的自由主義のモデルでは、各自の生産活動は、完全に個人的で、自己完結的なものではない。ロックの描く自然状態では、所有権は労働による自然への働きかけにより正当化され、この段階での働きかけは個人的で、自己完結的といえる。だが、貨幣は集団的な擬制がはじめた機能する。ロックが貨幣の創造により人間社会の豊かさは劇的に増大すると語るとき、経済的自由主義での集合的な力の効用が想定されているといつてよい。またヒュームは、人間は個人では他の動物に対しての優位性を保つことができず、集団行動を実現して、つまり社会を形成してはじめて優位性を獲得すると論じていた。またスミスの論じた分業は、集団内での連携があつてはじめて成立するのである。

但し、政治的領域と経済的領域での集合的力が形成される過程は一樣ではない。既に論じたように、ロックの場合、経済的領域での集合の典型である貨幣の導入では、その前後で社会に質的な差異は設定されず、連続的な過程と捉えられているが、政治での集合的な力の形成は、契約という主体的で選択的な営為によつていた。それに対してヒュームの場合、統治機構は、明示的な契約の結果成立するものではなく、試行錯誤の中から、いわば自生的に黙約(Convention)により生み出されると説明される。つまり、ヒュームにおいて、集合的な力の形成は、経済領域、政治的領域のいずれの場合も、自生的で連続的であると捉えられ、経済的判断と政治的判断は、いずれも社会的功利の原理に基づくべきものと考えられている。

そうなる、政治社会を他の社会状態と区別する明確な論理は消滅し、政治は、空間としての支えの論理を失う。ヤヌスとしての一方の顔が色を失えば、その分だけ、他方の性格が色濃く反映され、政治権力は非対称的で実体的なものとして理解されるようになる。実際にヒュームは、「実力こそかつてこの世に樹立された殆ど全ての政府の生みの親である」とはつきりと論じている。¹²このようにして、強制的な権力からのできる限りの自由といった、自由主義についての最も一般的な像が形成され、政治は、いわば市場の失敗を配慮する装置と認識されるようになる。コンスタンは、近代人にとつての自由は、政治に関わるのではなく、私的領域で自己の趣味を満足させることであると喝破したが、この言葉は、ポリテイカルなものへの関心を失いつつある自由主義の姿の変化を的確に捉えていた。

このような変化の背景には、先ず、イギリスが国民国家としての相貌を次第にくつきりと示し始めたことがあった。集合的な力とは、個人を前提とし、個人から構成される。だとすれば、集合的な力が増大するということは、個人の力と全体の力がともに増すことを意味し、これは中間的権力の衰退、及び権力の浸透過程と平行する。集合的な力の円滑な機能と、力の増大が結果として生み出す権力の浸透は、その反作用としての個人的権利の主張をより強いもの

とするだろう。また、18世紀のスコットランド啓蒙期以降、経済的に集約的な力が形成されて行く過程が、歴史的発展段階として説明され、歴史的必然と理解されるようになったことも、この認識の変化と極めて大きな関わりを持った。つまり、経済活動が、採取経済、牧畜、農耕、商業社会と展開し、社会の支配的原理が権威的なものから功利的なものに法則的に展開すると説明されるとき、統治機関の成立と展開も、その過程に位置づけられ、選択的なものではなくなり、統治機関の権力性、道具性が増すことになったのである。さらに、これに加えて、科学的認識の発達もあげねばならない。ロックの時代では、理論的には理性批判の不徹底と道徳科学の未発達、政治経済的には統治機構の未整備と離陸以前の経済状態のために、政治的判断力は各自が十分に担うことができなかったのである。だが、その後、そうした条件が変化したことで、政治的判断には技術的知識が伴うものとなり、人々が無条件に担えるものではなくなつてゆく。そうなれば、政治的空間を實質的に担えるものは減少し、空間は衰えざるをえない。

一方で、ドイツのようにイギリスと異なり現実の集約的な力が未成熟であった地域では、集約的な力の形成がむしろ重要な課題となり、それを推進する心性としてナシヨナリズムが重要な意味を持った。また、19世紀前半のドイツの場合、例えば立憲主義や議会主義の主張が様々に見られたが、そうした具体的な政治目標は、イギリスの自由主義の思潮と重なり合うとしても、メタ次元、つまり基本的哲学はドイツとイギリスとは異なっていた。イギリスでは、経験論哲学と功利主義的な道徳判断が厳然として存在しているのに対し、ドイツの場合は、感性的な認識である悟性と区別される理性に対しての信頼が、カント哲学の浸透と相まって確立していたからである。そのため、根底にある哲学に焦点を据えつつ、具体的思想を捉える構えからは、18世紀後半から19世紀前半のイギリス、ドイツの自由主義的な思潮を、同じ自由主義として括ることはどうしても抵抗感が生じやすい。では、ドイツの自由主義的な思潮は、政治的自由主義と経済的自由主義の関連や、ポリテイカルなもの扱いについて、どのような特徴を持つものか理解

できるのであろうか。

時代は異なるが、ロックと同様、自由主義という言葉が登場していない時代に、社会契約学説を採ったカントは、イギリスの理性批判を拒否し、理性を実践的に用いることで超越的世界に関わり、その世界の一員として自己統治を果たすことを理想とした。そうした自己統治が実現できたものたちの王国は不可視のものであり、現象界で生きる人間は、その非社会的社交性の故に、自生的に秩序は構成され得ない。そのため、公民契約を結んで集合的な力を形成し、社会状態に移行する。イギリス的自由主義と異なり、政治、道徳的判断において感性的認識から快苦の感情という経路を辿ることを拒否し、あくまで理性に依ろうとするために、ここでの政治的自由は、経済的な自由からは独立して提示される。こうした立論は、経済的な発展がまだ十分ではなく、地域的にも分断されて国民国家としての集合が果たされていないドイツの現状と適合的でもあつたともいえる。また、支配形式の後進性はさておき、統治形式として共和政が指示されたことは、理念的なものにとどまるとしても、ポリテイカルなものに価値が置かれていたことを示していた。

このように法治国(Rechtsstaat)の実現を軸として自由な体制を実現しようとする潮流は、19世紀前半のドイツ初期自由主義の根底を流れることになる。初期自由主義者としては、通例、ダールマン、ロテック、ヴェルカー、モールなどがあげられる。もちろん、「ロテックはフランス自由主義を手本とし、ダールマンはイギリスを見ていた」と指摘されるように、これらの思想家もその思想は多様である。ダールマンは歴史家としての個性もあり、『政治学』冒頭で、社会契約学説を否定し、国家を歴史的に生成するものと捉え、「民族を完成に導く力を持つもの」であると論じ、集合的な力としての国家形成を強調した。それに対してロテックは、理性的命題としての理性法を実践的に有効にするべく国家は生み出されるのであり、国家は実力(Macht)ではなく、権利を具体化したものであるべきと論じた。但し、

現実の君主政が厳然として存在しているとき、自己統治としてのポリテイカルなものは、理念的な共和政に僅かに認められるものとなり、具体的な提案は、憲法の制定、諸人權の保障という防御的なものになった。また、こうした論理は経済的領域での実践を語るには十分ではなく、それには別の理論が必要になる。ドイツでは、スミスの著作は18世紀のうちに翻訳されていたが、経済的認識の主流は、伝統的な官房学により担われ、自己利益の追求から自生的に繁栄がもたらされるといふ論理は一般的ではない。

結果として、ドイツでは経済で集合的力を形成し發揮するための論理と、政治で集合的力を形成するための論理は、同一の思想、或いは思想家によつてはなかなか担われなくなる。経済的領域での集合的な力は、統一市場の形成、商行為に関わる法の整備等を目的とした権力の浸透と、経済活動の自由の保障により果たされる。政治的集合では、統一国家の形成と、その権力の制限という一見したところ矛盾した課題を克服せねばならない。結局、経済的領域では、権力の浸透といった側面が、政治的領域よりも強調されることになり、両者に齟齬が生じる。例えば19世紀初頭の営業条例は、中間権力的機能を果たしたツンフトを解体し、権力の浸透をはかるために、上からの改革の一環として実施されることになった。また、『国家事典』の編集を最初に意図したりストと、実際の編集に携わったロテック、ヴェルカーとの離反は、個人的事情があるとしても、こうした状況を象徴的に物語っていた。

そうした中、物質的利益の追求とポリテイカルなものをいずれも納める体系を良く構想したのはいうまでもなくヘーゲルだった。ヘーゲルは、イギリスで強まりつつあった経済的自由主義と防衛的自由主義との結合を、国家としてではなく、市民社会として把握すべきものと喝破する。そして、この経済、政治についての自由主義を、欲求の体系、司法活動、福祉行政・職業団体として整理した。そしてロック的モデルに存在したポリテイカルな部分は、国家において妥当する原理として市民社会の論理から分離される。こうしたヘーゲルの、物質的利益の追求を歴史的必然

と置きつつ、それを否定的に理解し、超克する論理をポリテイカルなものに探求するという構えは、その後のドイツの思想で確実に継承されていくことになる。市民的諸自由とポリテイカルなものがカテゴリカルに区別される時、この論理は、自由主義的な思潮の前に大きく立ちあはだかることになるだろう。その際、そうした歴史的必然を捉えるための概念についてもそのまま継承されたわけではない。例えば、ウェーバーは、「合理化」という概念を用いつつ、資本を蓄積して一層の利益を計ることを捉え、また、国家機能の増大と平行する官僚制化を捉えた。またエリ阿斯等の概念を借用すれば、経済的發展は、物質的利益追求への「紀律化」と説明することもできる。自由市場は、競争を通じて、利潤の確保をはかる行動をするように紀律化し、租税制度は、その紀律化を補助する機能をはたすのである。そうした必然の領域をどのように受け止めるかも、自由主義の自由観念を特徴づけることになる。

このように辿つてくるとき、自由主義的な思潮の流れを捉える幾つかの引照基準が定まってくる。先ず第一に、本稿でポリテイカルな自由主義と置いた要素を、どのように理解し、またそれと市民的諸権利との関連を理論の中にどのように位置づけているかという点であり、第二に、経済的な活動の領域、或いは歴史法則的に捉えられる領域をどのように把握、説明し、評価しているか、またそれと政治との関わりをどのように捉えているかという点である。自由主義というとポリテイカルなもの否定であると捉えられがちであるが、それは正鵠を射たものではないと考えられるからであり、また、自由主義的であることは、歴史や経済など必然性が支配すると思われる領域を冷徹に見据える精神を含むと思われるからである。特に前者に着目しつつ、幾つか自由主義的思潮を確認してみよう。

既に論じてきたように、商工業の著しい発展をみたイギリスでは、19世紀にはいると経済活動の領域に対しては、科学法則的な論理を読みとろうとし、またポリテイカルなものは消極的に評価される傾向にあった。だが、ポリテイ

カルなものが全く否定され、直ちに夜警国家的思潮の全盛につながったわけではない。例えば J・ミルの「教育論」「政治論」を読み合わせてみると、「政治論」では、その多くが権力の濫用を防止する工夫にあてられているのに対して、「教育論」では、教育の最も重要な要素として政治教育があげられ、「政治機構の働きは精神に対し直接かつ異常な強さで作用する」と論じられている¹⁶⁾。確かに、ここでの政治は功利主義の原理に基づく教育の重要な誘因材料にとどまっておらず、また自己統治としての側面は陰を潜めているが、空間としての政治の意義はなお持続しているといつてよい。また、その子 J・S・ミルは、その『自由論』により消極的自由のチャンピオンと一般に捉えられがちではあるが、そこで称揚された自由は、私的領域で個人的に享受、消費されるべきコンスタントな近代人の自由とは必ずしも一致しない。確かに、『論理学体系』で展開され、『経済学原理』等で実際に示されたように、ミルは政治判断に関わる知識を科学的知識に高めることを目指しており、その限りで技術的素養のないものは政治判断の場から排除される。また、『自由論』では自己にのみ関わる事柄については干渉しないという原則を提示し、個人的な自由の領域の拡大を目指しているように受け取れる。しかし、ミルにとり自由は、更なる進歩を生み出すべく、それぞれの生き様、価値観などを他者に提示するためのものであり、私的領域で享受、消費されるべきものではなかった。そして、それが提示される空間は、進歩をもたらす電ともなるべきものとなる。実際、『自由論』第四章の標題は「社会の権威の限界について」なのであって、フンボルトのように「国家活動の限界」とは記されなかった。ここでは政治的領域ではない社会で、異質な、或いは特異な思想、才能、感情などに対して寛容が実現されることを理想としている。つまり、市民社会は、私的なもの、或いは自律的なものとして放置されるものではなく、自己統治の重要な場の一つとなる。統治の場は、政治的な空間としての働きを軽減され、新たに市民社会に政治的空間としての機能の代位が期待された。ミルはこうした形で、ポリテイカルな空間の持続を試みたといつてよい。

このように19世紀半ばのイギリスでは、ポリテイカルなものは弱いながらも存続し、19世紀後半には、ヘーゲル受容と呼応したT・H・グリーン等による新自由主義の中で、再び活力を取り戻した。一般に、古典的自由主義と新自由主義の差異は、消極的自由と積極的自由という自由観念の差異に求められるが、ポリテイカルなものの強弱としても理解できる。

一方ドイツの場合、自己陶冶、自己統治など、功利的なものとは異なる起点を持つ自由の主張が大きな流れを形成した。その流れに位置づけられる一人として、「国家活動の限界」を著した頃のフンボルトをあげることができる。この時フンボルトは、人間の目的は、持っている能力を完全に発揮し完成に至ることであり、それを実現するには、自由と多様性が不可欠であり、国家活動はできる限り限定されねばならないと論じた。自由があつてはじめて人間は、その内面的な力を十分に発揮し、その個性を豊かに開花させることができるとフンボルトは考えたのである。その際、その多様性とは、人間が相互に没交渉に置かれた場合に陥りがちな一面性を回避するべく要求されるものであり、ここでは人々が相互に自己の個性を提示し、競い高める交渉の場が想定されている。そうした意味で、フンボルトの場合も、家族や市民的空間に、ミルと類似した機能を期待しているように思われる。そうであれば、フンボルトは、後見的なプロイセン国家を共和制に置き換えるという急進的改革に代え、国家活動を制限しつつ、ポリテイカルな空間の創出を目指したことになる。ペルリンの啓蒙思想の中で教育を受け、青年期にフランス革命の報せに接し、ゲッティンゲンでフォルスター等と親交を結んだことを思えば、フンボルトがそうした疑似共和制を提示するとしても不思議ではない。だが、その交渉の場は、あくまでも手段的な意味を持つにとどまっている。フンボルトの意図は、あくまでも個人の、人間としての人格形成に向けられており、人間形成が市民であることにより阻害されてはならなかつた。個人の人格形成は、その個人の財産として、個人的に享受され、消費されるべきものであり、享受すべき対象が

物質的なものではないとしても、そこにはコンスタントな近代人の自由のドイツ版ともいうべきものを見て取ることができる。また、国家の後見的な活動を原則的に否認したことをもって、最小国家論の系譜にフンボルトを位置づける場合がある。¹⁹⁾だが、伝統的な中間権力が強固に残存し、国家権力の浸透を阻んでいる状態において、国家権力の制限を説く理論は、保守的、反動的と解釈する余地もある。さらに、この青年期のフンボルトには、経済、或いは歴史的発展などの必然的領域に対しての関心は全く欠如している。こうしたことはこのフンボルトの著作の価値をいささかでも減ずることはないが、自由主義の源流の書として理解するよりも、ロマン主義に近接した書として理解すべきことを示唆している。²⁰⁾

【注】

(1) 自由主義という言葉とリベラリズムという言葉では、想起される内容は必ずしも一致しない。リベラリズムという言葉は、リベラルという言葉とともに、20世紀以降のアメリカの用語法を連想させ、政治が社会の不正、不平等をただすべく積極的に介入することを含む。それに対して日本では、そうした内容はどちらかといえば社会民主主義が担うべき内容であり、自由主義という言葉からその内容は連想しにくい。そうした事情を考えると、極端にいえば、自由主義(liberalism)とは、社会主義、保守主義でないものの総称にも思えてしまう。自由主義というと、「強制からの自由」「レッセフェール」などをすぐに連想しがちだが、そのような視角からのみ自由主義を理解することはできないのである。(佐々木毅『現代アメリカの保守主義』岩波書店 1984年)

(2) 「ゲッツ・フォン・ベルヒンゲン」の最後でゲーテは、主人公ゲッツに「自由だ、自由」と叫ばせている。若者の多くは、牢固とした旧弊からの解放の狼煙に思えたことだろう。だが、「ゲッツ」はロマン主義的にとらえられることはあっても、自由主義的と捉えられることはない。つまり、封建的身分秩序の桎梏からの解放を叫ぶだけでは自由主義的とは認められない。

様々な自由主義に共通のコアを見出そうとすれば、どうしても思想家のメンタリティーにそれを求めがちである。(例
 えば、Leo Strauss, *Liberalism Ancient and Modern*, Chicago 1968) それは思想家の心理的分析としては興味深いが、
 自由主義の歴史的な特質を解明する手がかかりにはなりにくい。

(3) 功利主義は権利についての十分な基礎付けを持たず、社会全体の快を増大させるという理由で個人の権利が軽視され
 る可能性があるというのは、度々功利主義に対してなされる批判である。例えば、T.A.Spragens, Jr., *The Irony of
 Liberal Reason*, Chicago 1981.

(4) 藤原保信『自由主義の再検討』岩波書店 1993年 p.6. J.G.Merquior, *Liberalism Old and New*, Twayne
 Publishers 1991, p.15. Norman Barry, *Classical Liberalism in the Age of Post-Communism*, Edward Elgar 1996, p.6.

(5) 例えば、「市民社会なるものは、一方ではアダムスミスが商業社会のモデルにおいて提示した自由な経済社会、他方で
 は、法律の前の平等に表現される自由な公民社会という二重の意味を備え」「市民は市場経済の担い手たるブルジョワと
 しての自己規定性を持つと同時に国家主義との関わりにおいては人間と市民の諸権利の主体たるシトワイヤンとして現
 れる。」(成瀬治『近代市民社会の成立』東京大学出版会 1984年、p.2)

(6) David Conway, *Classical Liberalism*, Macmillan 1985, pp.8-9.

(7) John Locke, *Two Treatises of Government*, Cambridge 1960(reprint 1990), pp.327-328.

(8) *Power, Critical Concept*, ed. John Scott, Vol.1 General Commentary, Routledge 1994. *Power*, ed. Steven Lukes,
 Blackwell 1986.

(9) Norberto Bobbio, *Liberalism and Democracy*, tr. Martin Ryle and Kate Soper, Verso 1990.

(10) McCormick, John P., *Carl Schmitt's Critique of Liberalism*, Cambridge 1997. C・シチムシ『憲法論』安部他訳み
 ず書房 1997年。古賀敬太『ヴァイマル自由主義の悲劇』風行社 1996年。

(11) 17世紀半ばの革命後、イギリスでは共和主義的伝統が蘇ったと論じられ、その代表として、ミルトン、ハリントン、シ
 ドニー等があげられ、「ロックはある種の古典的、マキャベリの共和主義者であったとはべきない」とされている。(J.G.

- A. Pocock, *The Machiavellian Moment*, Princeton 1975, p.424) かとらうて、共和主義的伝統とは全く異なる所有的个人主義と断定することも適切とはいえない。そこでロッキンの自由主義を、共和主義的伝統に近接させて理解し、それにより自由主義の政治的含意をより豊かにしようとする試みがなされてくる。(Joyce Appleby, *Liberalism and Republicanism in the Historical Imagination*, Cambridge 1992. Annabel Patterson, *Early Modern Liberalism*, Cambridge 1997) 本稿も、ロッキンの中の「共和主義に近接する部分」を、自由主義の枠の中で理解しようとする。
- (12) David Hume, *Essays moral political and literary*, ed by E.F. Miller, Liberty Classics 1985 p.474.
- (13) Friedrich C. Sell, *Die Tragödie des Deutschen Liberalismus*, Baden-Baden 1981, S. 127.
- (14) Friedrich Christoph Dahlmann, *Die Politik*, Insel Verlag 1997, S.11.
- (15) Hans Zehner, *Das Staatslexikon von Rotheck und Welcker*, Topos Verlag 1984.
- (16) Education, in *The Collected Works of James Mill*, Routledge 1992, p.45.
- (17) フンボルトの思想形成と「ごうせい」Dr. Siegfried Batisti, *Freiheit und Bindung*, Duncker & Humblot 1987.
- (18) *Wilhelm von Humboldt's gesammelte Werke*, 7 band, Berlin 1852(reprint, 1988), S.54-55.
- (19) Hardy Bouillon, *Freiheit, Liberalismus und Wohlfahrtsstaat*, Baden-Baden 1997.
- (20) ロマン主義は、18世紀末から19世紀半ばにかけて、ヨーロッパを席卷した一大文化運動であったと理解されているが、自由主義に勝るとも劣らず、その核心を掴むことは難しい。というのも、ロマン主義の場合は、イギリス、フランス、ドイツという地域差があるばかりでなく、文学、絵画、音楽などの諸芸術の分野に及んでいるからである。自由主義が、社会主義、保守主義でないものといった観を呈しているのと同様、ロマン主義は古典主義、リアリズムでないものといった観もある。そして、自由主義が、封建的身分秩序、牢固とした旧弊の改廃という、旧体制からの脱却を目指したものであったのに以て、ロマン主義は、それまで芸術を支配していた形式至上主義的な古典主義を打破して自由な芸術表現を目指した運動であった。観衆、受け手などの古典主義の担い手が貴族であり、ロマン主義のそれが新興の市民であるならば、特に文学上のロマン主義は、自由主義とその表現においても何らかの共通点を備える可能性がある。だが、文学上のロマン

主義も、その地域と時期によって多様であり、ロマン主義自体の核心を問われこそすれ、自由主義との関わりを見出すことは難しい。イギリスの場合、ロマン主義運動は、コールリッジ、ワーズワースの *Lyrical Ballads* を画期とするが、両者とも政治的には自由主義的とはいえない。ドイツのロマン主義は、先ずイエナを中心地としてはじまり、最後はベルリンで終息する。シュレーゲル兄弟、ノヴァーリスからホフマンまで多彩な作家により担われるが、共通する政治的思潮を見出すことは難しい。フランスの場合、ロマン主義は1830年の『エルナニ』の勝利に始まると文学史的には説明され、ユゴーの名とともに、共和主義との繋がりを思わせるが、ゴーチエ、ノディエまですむと芸術至上主義的となる。

そうした中、コールリッジ、コンスタン、フンボルトという繋がりは興味深い。コールリッジはワーズワースとの大陸旅行中、一人ゲッティンゲンに学び、またマルタ島療養の帰途、ローマで教皇庁公使であったフンボルトと親交を結んでいる。コンスタンは、スコットランド啓蒙の中心地であったエディンバラ大学で青年期を過ごし、またスタール夫人とともにパリを追われたとき、ヴァイマルを訪れている。フンボルトは、パリに滞在したとき、スタール夫人等と親交を結び、ローマ滞在時は、ドイツのロマン主義者のみならず、シャトーブリアン等とも繋がりをもった。彼らが、自らのうちにある自由を求める感情、ロマン主義的心情とどのように対峙し、またそれを育み、政治との関わりを見出していったのかは十分に考察に値する。（それぞれの伝記については、Rosemary Ashton, *The Life of Samuel Taylor Coleridge*, Blackwell 1996. Dennis Wood, *Benjamin Constant a biography*, Routledge 1993. Tilman Borsche, *Wilhelm v. Humboldt*, München 1990）

本稿の範囲内では、思想の発端となる感情や、内心の風景という点で、自由主義とロマン主義は重なり合うが、具体的状況に対応して表出する思想については両者は以て非なるものであると捉えたい。ロマン主義が一般に重視する豊かな感情表現は私的、内面的に享受、共感されるべきものであり、ロマン主義的な私的空間は、新たな観念を生み出す礎となるべきものであっても、表出された観念が社会空間で何らかの機能を果たすようなれば、その観念はもはやロマン主義的ではない。

（ます のおお・本学法学部助教授）